

第4次
川崎町男女共同参画プラン
(案)

も く じ

プランの概要	．．．	3
・プランの目的	．．．	3
・プランの期間	．．．	4
・第6次川崎町総合計画との関係	．．．	4
第1章 男女共同参画の現状と課題		
・プラン策定の背景	．．．	5
・川崎町における男女共同参画の現状と課題	．．．	6
第2章 プランの基本的な考え方		
・基本理念	．．．	10
・基本目標	．．．	11
・プランの体系	．．．	12
第3章 プランの内容		
・町民、事業者、自治組織、行政における推進	．．．	13
・町民の取り組み	．．．	13
・事業者の取り組み	．．．	14
・自治組織の取り組み	．．．	14
・行政の取り組み	．．．	15
第4章 プランの推進体制と進捗管理		
・推進体制		
・進捗管理	．．．	35

プランの概要

プランの目的

平成11年6月に、男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置づけられました。男女共同参画社会は、日本国憲法の男女平等の理念に基づき、すべての人が自らの個性と能力を十分に発揮しながら、互いの人権を尊重し、自分らしく生きられる社会をめざし、より豊かで活力ある社会を築くために必要不可欠なものです。

本町においても、一人ひとりの人権を尊重し、男女の性別に係わりなく、自分らしく生きる喜びを感じることができる、豊かで活力ある町をめざし、平成22年に「川崎町男女共同参画プラン（以下「第1次プラン」という。）」を策定し、町としての取り組みがスタートしました。平成28年には、町民、事業者、自治組織、行政の各主体がそれぞれの特性に応じて、連携、協働する意識改革や、女性の職業生活における活躍の推進の重要性の高まりを踏まえ、「第2次川崎町男女共同参画プラン」へ改定しました。また、令和2年度には、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などの働き方の改革、職場における女性の活躍推進など、新たな課題を踏まえ、「第3次川崎町男女共同参画プラン（以下「第3次プラン」という。）」を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進してきました。

この度、第3次プランの期間が令和7年度をもって終了することをうけ、これまでの施策への取り組みを評価し、困難な問題を抱える女性への対応など新たな課題も生じていることを視野に、新たな施策の方向性を定めた行動計画として、「第4次川崎町男女共同参画プラン（以下「第4次プラン」という。）」を策定しました。

この第4次プランは、「川崎町男女共同参画推進条例」第11条に規定された男女共同参画に係る基本的な計画です。

また、次の計画も含まれます。

- ・「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」第2条の三第3項に基づく「市町村基本計画」
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」と

いう。)」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」

第3次プランから引き続き、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、国際目標「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方を取り入れています。このプランには、次の4つの要素を反映しております。

- ・すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- ・ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- ・国内及び各国間の不平等を是正する
- ・持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

プランの期間

第4次プランの期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第6次川崎町総合計画との関係

令和7年3月に策定された第6次川崎町総合計画改訂版では、川崎町の将来像を「人を育み、町を創る。10年先も住みつづけたい町へ」と定めています。

「男女共同参画社会をつくる」ことは、基本目標である「人を育む」施策の一つに位置づけられています。

この第4次プランは、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づくとともに、「男女共同参画」を川崎町民全体の課題として捉え、第6次川崎町総合計画における「お互いを尊重し、支え合う環境のなかで子どもから高齢者まで健やかで充実した生活を送る」というまちづくりの基本計画とも整合性を保ちつつ、本町の特性に応じて策定しています。

第1章 男女共同参画の現状と課題

プラン策定の背景

川崎町では、平成16年3月に町が実施するあらゆる事業について、人権尊重の視点を備えた施策を推進するため「川崎町人権施策基本方針」を策定しました。その翌年3月には、その基本方針に基づく「川崎町人権施策実施計画」が策定されました。

また、「男女共同参画社会基本法」の制定などの動きを受け、男女共同参画を推進するための基本理念や責務などを規定した「川崎町男女共同参画推進条例」を平成21年10月に施行しました。その間、平成21年5月には、「川崎町の男女共同参画を考える会」が「男女共同参画条例についての要望書」を提出するなど、男女共同参画社会の実現に向けた機運が高まりました。

平成22年6月には、「川崎町人権を尊重するまちづくりの推進に関する条例」が制定され、同年8月に「男女共同参画に関する住民アンケート」を実施しました。また、「川崎町男女共同参画審議会」が設置され、住民アンケートの結果を反映した「第1次プラン」が平成23年3月に策定されました。

平成27年には、女性の大活躍推進福岡県会議が主催する女性大活躍推進宣言において、「川崎町は管理職に占める女性の比率を2020年4月1日までに20%にする」ことを宣言しました。この目標は、3年後の平成30年4月に全管理職に占める女性の割合が22%となり達成しています。

また、「第1次プラン」は、平成28年に「第2次プラン」へ、令和3年に「第3次プラン」へと改定されています。

この度、社会経済情勢の変化や困難女性支援法の施行などを踏まえ、「第4次川崎町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、施策の一層の充実を図ります。

川崎町における男女共同参画の現状と課題

1、 第3次プランの総括

第3次プランの実施期間である令和2年4月より令和5年5月までの約3年間は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、さまざまな措置が実施され、私たちの生活様式が大きな変化を受ける期間でもありました。

重点目標の成果と課題

(1) ドメスティック・バイオレンス（DV）相談・支援体制の充実

この期間、自宅で過ごす時間が増えたことによる配偶者などからの暴力が深刻化しました。福岡県内の配偶者暴力相談支援センターが受け付けたDV相談の件数は、令和元年度以降、年間2,000件を超えるペースで推移しています。

※第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課調べ）

川崎町における相談件数は、前の期間から大きな変化なく、相談者についても、関係課や関係機関、民間団体などとの連携・協力を図り、状況に応じた対応を行いました。

ただ、相談者が日常生活を取り戻すための支援については、相談者の希望とのミスマッチが見られ、関係機関や支援機関との調整が長期化する事案が増えつつあります。

今後も相談件数は高止まりの状況が続くものと見られており、相談・支援体制の充実は、今後も継続して取り組まなければならない課題です。

(2) 安全で安心して暮らせる生活の支援と不安の軽減

少子高齢化が進む日本において、川崎町もその例外ではなく、令和2年からの5年間で人口は約7%、1千人強の減となり、高齢化も着実に進んでいます。

この間、町が主催する健康教室の開催などを通じて、生涯にわたる健康の維持と増進に努めてきました。

また、この数年で普及した在宅勤務やテレワークなどの取り組みにより、ワーク・ライフ・バランスの充実を実現しているケースも見受けられます。

健康の維持、育児や介護などのライフスタイルやライフステージに合わせた施策は、誰もが生き生きとした生活が送ることが出来るよう、今後も継続して取り組まなければならない課題です。

基本目標の成果と課題

基本目標Ⅰから基本目標Ⅴについて、具体的施策に係る各課からの評価報告を毎年実施しています。それぞれの主要課題、具体的施策については、関係課による取り組みが着実に実施されています。

学校教育において、小中学生の頃から男女平等意識を育てることにより、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを取り除くように努めます。性別によって自分の可能性や能力を限定せず、進路や職業選択の場面で多様な選択ができる学習環境を提供してきました。

保育サービスの充実やひとり親家庭への相談・支援体制の充実により、誰もが働きながら子育てや介護をしやすい環境を整えています。

各課が所管する審議会などへ女性委員を積極的に登用してきました。

これら施策の総合的な推進を図るため、今後も法律や制度の改正を反映できるよう調査・研究を行い、今後も施策の着実な実行に努めます。

課題としては、男女共同参画の取り組み以外においても、各種委員や自治組織やサークルなどの地域活動の担い手が減少しています。今後も、人材の確保や育成が大きな課題となるものと見込まれます。

2、第4次プランで取り組むべき課題

国は「第5次男女共同参画基本計画」の中でめざすべき社会の姿として、次の4つを挙げています。

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と協調する社会

川崎町では、平成22年に制定された「川崎町人権を尊重するまちづくりの推進に関する条例」において、女性差別を含むあらゆる差別を許すことなく、基本的人権が尊重されるまちづくりのための施策の実施を町の責務としています。

しかしながら、日本社会では、さまざまな分野で女性の参画が進んでいない現状があります。その要因として「女性のキャリア形成支援」、「ワーク・ライフ・バランスの実現」、「男女を問わず男女共同参画への意識改革」の3つが十分進んでいないことが挙げられます。

この3つは相互に密接に関連し、影響を与えており、その一体的、有機的な推進が必要となります。例えば、ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、性別役割分担意識に立って女性だけに育児や家事などを集中させるのではなく、女性のライフステージに合わせたキャリア形成や男女の意識改革を合わせて考えていかなければなりません。

私たちの地域社会において、これら男女共同参画を取り巻く問題に取り組むためには、第3次プランまでで培った町民、事業者、自治組織、行政などの多様な主体と連携、協働が肝要となります。

そのため、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野において仕事や家庭生活、地域活動が行える、安全で安心できるまちづくりが第4次プランにおける大きな課題となります。

3、重点課題

第4次プランを策定するにあたり、第3次プランにおける成果や課題、また、本町を取り巻く状況を踏まえて、第3次プランから引き続き、次の項目を今後5年間の重点的に取り組むべき項目と定めます。

(1) DV被害者や困難女性への相談・支援体制の充実

配偶者やパートナーなどの親密な人からの暴力（身体的、精神的、経済的、性的なもの）は、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、たとえ配偶者やパートナーであっても絶対に許される行為ではありません。DVは決して許されない行為であるとの認識のもと、広報や啓発活動を通じて、多くの人の関心を喚起し、事案や被害者の早期発見へ繋げる機運の醸成を図ります。

また、困難な問題を抱える女性（困難女性）に関しても、DV被害者と同様に、警察や県保健福祉事務所、民間支援団体などとの連携を密にし、適切な相談・支援体制を整備していきます。

(2) 安全で安心して暮らせる生活の支援と不安の軽減

我が国の総人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、日本の総人口は50年後には現在の7割に減少し、65歳以上の人口は全体の4割近くになると予想されています。このような急速な人口減少は、過疎やコミュニティ機能の低下をもたらして地域社会の運営を困難にするおそれがあります。全ての人が、互いにその人権を尊重して責任を分かち合いつつ、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮して社会の担い手となる「男女共同参画社会」の実現は、地域の持続的発展のために社会全体で取り組むべき重要課題となっています。

少子高齢化が進む本町では、ワーク・ライフ・バランスの意義の浸透を図るには、事業者だけでなく、働く人、家族、地域などが連携する必要があります。

また、育児や介護で離職した人への再就職の支援や、多様なライフスタイルやライフステージに対応できるサービス基盤を充実させることにより、生活における経済的な不安を軽減することも求められます。

第2章 プランの基本的な考え方

基本理念

川崎町は、人を育み、住民誰もが安心して幸せに暮らせる町をめざします。

そのためには、性別に係わりなく、お互いの人権を尊重し、認め合い、それぞれが自分の意思で個性と能力を発揮する機会と権利を得て、共に責任を分かち合い共に学び合いながら、自分らしく生きる喜びを感じられる町にならなくてはなりません。

川崎町に住み、働き、学ぶ人たちや事業者、自治組織と行政が一体となって男女共同参画を総合的に推進する必要があります。

川崎町では、第3次プランに引き続き、次の8項目を基本理念とします。

1. 個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、その能力を発揮できる機会が確保されること
2. 性別による固定された役割分担意識に基づく制度又は慣行に縛られずに、あらゆる分野において活動が選択できるよう配慮すること
3. 対等な関係の下に、性に関する理解を深め、生涯にわたり健康を保持すること
4. 町の施策、事業者などの方針の決定などに平等に参画する機会が保障されること
5. 家庭生活における活動及び社会生活における活動を行うことができるように配慮すること
6. あらゆる分野の教育の場において、人権教育、男女平等教育が推進されること
7. 性による人権侵害は、根絶されるよう配慮すること
8. 国際社会における取り組みと密接な関係であることを考慮すること

(川崎町男女共同参画推進条例第3条より要約)

基本目標

「川崎町男女共同参画推進条例」第12条～第20条に掲げる町の施策を踏まえ、次の5つを計画の基本目標とします。

基本目標Ⅰ：男女が共に参画できる社会への意識づくり

広報活動などの充実により、男女共同参画に対する町民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進します。

また、DVやセクシュアル・ハラスメントをはじめとするさまざまなハラスメントの防止に努め、これらの被害を受けた方に対し、必要に応じた支援を行い、誰もが安心して暮らすことができる環境づくりに努めます。

基本目標Ⅱ：男女が共に働きやすい環境づくり

男女が共に家庭生活及び職業生活、そのどちらも充実させ、両立することができるように支援を行います。

基本目標Ⅲ：男女が共に担う地域社会づくり

男女が共に地域活動など、あらゆる分野において政策方針決定過程に参画できるまちづくりを推進します。

女性リーダーの育成や多様化するニーズに対応するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備などを推進します。

基本目標Ⅳ：福祉の充実と生涯を通じた健康づくり

男女共に安心して暮らせるよう、支援の充実を図るとともに、生涯にわたって運動する場所や機会を整備し、健康づくりを支援します。

基本目標Ⅴ：計画推進のための体制づくり

町民、事業者、自治組織、行政が連携し、男女共同参画社会の実現を推進します。

プランの体系

基本目標	主要課題	施策
Ⅰ 男女が共に参画できる社会への意識づくり	(1) 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実	① 人権啓発の充実
		② 男女共同参画の意識の高揚
	(2) 男女共同参画を促進するための教育・学習の充実	① 男女平等を推進する教育の充実
		② 男女共同参画に関する学習機会の充実
	(3) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	① あらゆる暴力の根絶
		② 安心して相談できる体制づくり
Ⅱ 男女が共に働きやすい環境づくり	(1) 雇用の分野における男女平等の推進	① 雇用機会の均等とワーク・ライフ・バランスの推進
		② 女性の職業能力発揮のための支援
	(2) 仕事と家庭との両立への支援	① 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護などの支援の充実
		② ライフスタイルに応じた多様な働き方の促進
	(3) 農林業、商工自営業における労働環境の整備	① 家族就労者の労働環境の整備
Ⅲ 男女が共に担う地域社会づくり	(1) 政策・方針決定の場における女性の参画の拡大	① 審議会などへの女性の登用・参画促進
		② 男女共同参画の推進を担う人材育成
	(2) 地域社会における男女共同参画の促進	① 地域活動などへの男女共同参画の促進
		② 安心・安全なまちづくりの分野における男女共同参画の推進
Ⅳ 福祉の充実と生涯を通じた健康づくり	(1) 安心して生活できる支援の充実	① 高齢者や障がいのある人の自立支援
	(2) 生涯を通じた健康づくりへの支援	① 男女の健康づくりへの支援
Ⅴ 計画推進のための体制づくり	(1) 施策推進体制の整備	① 庁内における男女共同参画推進体制の強化
	(2) 町民・事業所・自治組織・行政の連携	① 計画の進行管理体制の確立

第3章 プランの内容

町民、事業者、自治組織、行政における推進

少子・高齢化が進展する中で、家庭と仕事を両立できるようにすることは、男女が安心して子どもを産み育て、家庭生活を営むことができる社会を形成していく上でも重要です。

そのためにも、仕事や職場中心の生活から家庭生活とバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められています。

また、男女が共に地域での活動に参加することにより、地域社会の持続可能な成長や多様なニーズへの対応へ繋がることが期待されます。

まずは「男性だから」「女性だから」というアンコンシャス・バイアスが男女どちらかに不利に働かないよう、学校などとも連携しながら幼少期から教育・啓発活動に取り組む必要があります。

今後、男女共同参画を一層推進するためには、従来行われてきた知識の習得や意識啓発に加え、町民、事業者、自治組織、行政などの多様な主体と連携、協働していくことが重要になります。

そのためには、それぞれの主体がどのように取り組むべきか、示します。

町民の取り組み

「主な役割」

- ◎ 家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる分野において、男女共同参画の醸成に努めます
- ◎ 他の主体の取り組みに積極的に参加、協力します

町民のみなさんの取り組みにおいては、一人ひとりがお互いの立場を尊重し、相手を思いやる気持ちを持つことが大切です。

福岡県が令和6年に実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」の中に家庭での性別役割分担について賛成か否かを問う質問がありました。それぞれ、賛成する人の割合は、令和元年（40.7%）と令和6年（31%）となり、着実に男女は平等であるとの方向に意識が

改善されていることが伺えます。

しかしながら、県内4地区の中で筑豊地区では、男性は外で仕事をする、女性は家で家庭を守るという意識を持つ人の割合が他の地区に比べ、男女ともに多い実態が浮き彫りとなりました。

今後も、性別役割分担意識を変えて、夫婦や家族間コミュニケーションを大切し、協力し合う関係を築いていくことの重要性を普及することが求められています。

そのうえで職場や地域、行政が取り組む活動に対して、積極的に参加するとともに、進んで協力することが重要です。

事業者の取り組み

「主な役割」

- ◎男女が共に仕事と家庭生活を両立できる職場の環境づくりに取り組みます
- ◎他の主体の取り組みに積極的に参加、協力します

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。

働きたい人の性別に関わりなくその能力を十分に発揮でき、正当な評価を受けられる職場環境が整備されることは、女性の労働力が確保されるだけでなく、男性にとっても働きやすい環境が整備されることとなります。

また、ワーク・ライフ・バランスの充実により、女性も男性もゆとりをもって生き生きと働くことが可能となります。

そのためにも事業者のみなさんの取り組みにおいては、男女が対等な立場で就労できるよう、労働条件などを定めた就業規則の整備や各種法令の遵守が必要です。

そのうえで町民や自治組織、行政が取り組む活動に対して、積極的に参加するとともに、進んで協力することが重要です。

自治組織の取り組み

「主な役割」

- ◎ 組織活動の中で男女共同参画の視点を持った活動の推進に取り組みます
- ◎ 他の主体の取り組みに積極的に参加、協力します

自治組織のみなさんの取り組みにおいては、自らの組織活動を行う中で男女共同参画の視点を持つことが重要です。

人口減少や高齢化が進む地域活動においては、多様な住民のニーズへの対応や持続可能な組織活動のためにも、新たな人材の確保が急務となっています。

地方から都市部への人口集中は、コロナ禍の影響で緩和しているものの、依然として大きな問題となっています。住民基本台帳人口移動報告（令和3年）の結果を見ても、若者が進学や就職を機に地元を離れる傾向が見て取れます。これからは若者にとって魅力的な地域を作らなければ、持続可能な地域社会の発展は望めない状況と言えます。

そのためにも地域における男女共同参画・女性活躍の推進は、優秀な若手人材の確保・定着につながり、地域経済の持続的な発展にとって不可欠なものと言えます。

さまざまな立場の人が地域活動に参加しやすいように、活動時間の調整を図るなど、地域における慣習や慣行の見直しを行い、女性の積極的な地域活動への参加を促進しましょう。

その際には、組織内のパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント防止に努めましょう。

また、男女共同参画社会の実現に向けた町民、事業者、行政が取り組む活動に対して、積極的に参加するとともに、進んで協力することが重要です。

行政の取り組み

「主な役割」

- ◎ 行政は、男女共同参画を一層推進するため、知識の習得や意識啓発の取り組みに加え、町民、事業者、自治組織などの多様な主体と連携、協働して課題の解決に向けた具体的行動を展開します。
- ◎ 男女共同参画社会の実現に向け、国や県の施策との整合を図りながら事業を推進します。

行政の取り組みにおいては、さまざまな立場にある男女が互いに自立、協力して支え合い、互いに個性を尊重しあう社会の実現のため、町民、事業者、自治組織などあらゆる立場の人々と連携し、それぞれが主体的に考え、自発的に具体的行動を展開することができる仕組みづくりを進めます。

時の流れと共に少しずつ変化してきてはいるものの長い歴史の中で培われた性別による社会的な役割分担の考え方やアンコンシャス・バイアスが依然として人々の意識や行動や社会の制度、慣習や慣行に根強く残っており、主体的に生き方や働き方を選択し、個人の能力を発揮できる社会の実現の大きな妨げとなっています。

これらの問題を解決するためにも行政が実施する施策は、男女共同参画の視

点を踏まえたものでなければなりません。

すべての人に男女共同参画の意識や視点を定着させるための情報発信などの啓発活動を推進し、施策への反映を進めます。さらに行政は、町民、事業者、自治組織などの多様な主体において、男女共同参画の視点を持ち、その推進に積極的に取り組むリーダーの育成に努めます。また、女性が多様な分野で能力を発揮し活躍できる社会を実現するため、各種研修、教育などを実施する主体に対しては、支援策の充実強化を図ります。

そのためにも、川崎町ではプランの体系に沿った取り組みを推進します。

基本目標Ⅰ：男女が共に参画できる社会の意識づくり

主要課題（１）：男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

①人権啓発の充実

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「男女共同参画社会基本法」の理念に男女の人権が掲げられているように、一人ひとりが男女共同参画の必要性を正しく認識し、互いの人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会の実現に向けて行動することが大切です。

男女が共に性別に係わりなく個人として人権が尊重されるよう、人権に関する相談業務、啓発活動、学習講座などの充実を図りあらゆる場面を活用して啓発に努めます。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
1	啓発活動の推進	男女共同参画に関する人権啓発講演会を開催します。また、パンフレット等を作成し、あらゆる生活において自己肯定し、自己の権利に気づくよう、啓発活動を推進します。	人権推進課
2	人権教育としての男女共同参画の推進	学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育において男女共同参画問題をテーマに研究会や講演会、講座等を開催します。	社会教育課 教務課 人権推進課
3	人権相談窓口の充実	男女共同参画推進委員との連携のもとに人権擁護委員による人権相談窓口を充実します。	福祉課 人権推進課
4	ポスター等の募集	小中学生を対象に男女平等や男女共同参画に関するポスター等を募集します。	人権推進課
5	住民向けの出前講座の実施	男女共同参画意識の醸成を図るため、希望する住民に対して、公民館等を利用した出前講座または講師の紹介を実施します。	社会教育課 人権推進課
6	図書の充実	図書館における男女共同参画に関する図書の充実を図ります。	社会教育課
7	事業主への啓発	職場における慣習や慣行を見直し、男女平等を実現するよう事業主への啓発に努めます。	商工観光課 人権推進課

②男女共同参画意識の高揚

男女が共に個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、啓発活動を充実させます。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
8	広報紙等による啓発活動の推進	町広報紙、ホームページ等を活用し、条約、法律等の周知を含む啓発活動を継続的に推進します。	人権推進課
9	広報物のガイドラインの作成	町（行政）の発行する刊行物において偏った用語、表現のないようガイドラインを作成し、その活用を図ります。	企画情報課 人権推進課

主要課題（２）： 男女共同参画を促進するための教育・学習の充実

①男女平等を推進する教育の充実

学校教育の場において、男女平等の意識が根づいていることは、子どもの考え方や価値観の形成に大きく影響を与えます。次代を担う子どもたちが男女共同参画の意識を持って成長していくことは、将来的な男女共同参画社会の実現につながります。

また、進路や職業選択の場面で性別に捉われず多様な選択ができることは、男女があらゆる分野に主体的に参画していくためにも重要です。

授業だけでなく、部活動などのさまざまな活動の中で、児童、生徒がその能力を活かし協力し合えるよう男女平等の視点にたった教育を推進します。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
10	男女平等教育の推進	学校における各教科をはじめ道徳、特別活動、総合的な学習の時間や保育園等における男女平等を推進する教育の充実を図ります。	教務課 福祉課
11	教職員等に対する研修	教職員等の指導者を対象に、男女平等についての研修を実施し、その実践に努めます。	教務課 人権推進課
12	保護者に対する働きかけ	保護者を対象とする講演会等を実施し、家庭、子育てにおける男女共同参画の必要性についての意識を高めるよう働きかけます。	教務課 福祉課 人権推進課 住民課

②男女共同参画に関する学習機会の充実

男女平等教育を推進していくためには、家庭や地域などのあらゆる分野におけるさまざまな世代や立場の町民が、男女共同参画に関する正しい理解を深めることが大切です。

それぞれのライフステージに応じて町民の誰もが参加できる男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
13	講座、講演会等の実施	男女が家庭の一員としての役割を果し家庭を築いていくことの重要性を認識させる家庭科教育など、男女共同参画に関する講座を開催します。	教務課 社会教育課 人権推進課

主要課題（３）： 女性に対するあらゆる暴力の根絶

～川崎町DV防止基本計画～

配偶者やパートナーなどからの暴力（DV）は、時には犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるにも係わらず、その多くが外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が希薄という特徴があります。

DV防止対策にあたっては、子どもを含めた被害者が、平穏で安全な生活を送ることができるよう、関係機関と緊密な連携による支援が重要です。

また、被害者も加害者も生み出さない社会の形成のためには、若年層への予防啓発の強化も課題となります。

国は、人権擁護と男女平等の実現のため、平成13年4月に「DV防止法」を制定し、被害者への支援体制の整備が進められてきました。

川崎町では、第2次プランより「川崎町DV防止基本計画」を盛り込み、女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざして取り組みを進めてきましたが、今なお、取り組むべき課題が多くあります。

第4次プランでも引き続き、「DV防止法」に基づく国の定めた基本方針、並びに、「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に即した新たな基本計画を策定しました。

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

～川崎町困難女性支援基本計画～

日常生活や社会生活を営む上で、困難な問題を抱えている若年女性が居ます。
これらの困難は、家族間の対立など家庭の問題をはじめ、オーバードーズなど

の薬物依存、経済的な困窮、性的な被害、地域社会との関係性など、さまざまな問題が複雑に絡み合い、多様化、複合化しています。

国は令和6年4月に「困難女性支援法」を施行し、従来は売春防止法で行われてきた保護更生を目的とする「婦人保護」から「女性支援」へと理念が大きく転換されました。

この法律では、市町村は最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、関係機関や他自治体への繋ぎなどを実施すると明記されました。

川崎町では、困難な問題を抱える女性を支援するため、第4次プランより「川崎町困難女性支援基本計画」を盛り込み、その相談や必要な支援を行う関係機関との連携を行います。

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

① あらゆる暴力の根絶

・DV防止対策の推進

川崎町では、これまでもDVの防止対策を推進してきました。

現在、10代後半から20代前半の若い女性への親族やパートナーなどからの暴力や虐待が問題となっています。

誰もが将来にわたり被害者、加害者にならないためにも、若年層を対象とした、交際相手からの暴力（デートDV）をはじめ、被害に気付いていない人への啓発など、DV防止対策に努めます。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
14	広報・啓発活動の推進	相談カードの配布などを通じ、DVに関する町民の関心を高めるとともに、被害者の早期相談を促すための啓発活動を推進します。	人権推進課 福祉課 住民課 企画情報課
15	あらゆる暴力・ハラスメントの予防	セクシュアル・ハラスメントや性犯罪などに対する町民の意識や認識を高めるための広報、啓発活動を推進します。	人権推進課 企画情報課
16	DV関連図書の充実	図書館におけるDV関連図書の充実を図ります。	社会教育課
17	田川地区人権センターとの連携	田川地区人権センターに常備保管のDVDなど、視聴覚教材や人材の活用推進を図ります。	人権推進課

② 安心して相談できる体制づくり

・相談窓口の周知

DVなどの暴力は、配偶者やパートナー間と言う親しい間柄で発生することから、被害が潜在化することが多くなっています。

そのため、被害者が相談しやすい環境を整えるとともに、「福岡県あすばる相談ホットライン」などの窓口相談の周知に努めてまいりました。

今後もリーフレットなどを活用した相談窓口に関する情報の周知に努めます。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
18	相談窓口の周知	相談カード等を施設の窓口やトイレに設置し、相談窓口の周知を図ります。	人権推進課

・相談体制の充実

子どものいる家庭では、子どもがDVの現場を目撃したり、自身も暴力をふるわれることもあります。

DVと児童虐待には、密接な関係にあるため、子どもの安全や健やかな成長発達のため、関係機関との連携し、相談体制の充実を図ります。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
19	相談体制の充実	警察や病院、児童相談所など関係機関と連携を図り、被害者とその子どもへの相談事業の充実を図ります。	人権推進課 福祉課 住民課 健康づくり課

・自立への支援

被害者が落ち着いた生活を取り戻すため、加害者から避難するための支援や、被害者が経済的にも自立し、安心して暮らしていくため、生活基盤を整えることが必要です。特に経済的自立は、困難な状況から抜け出す重要な鍵にもなります。

また、困難な問題を抱えた若年女性の場合、相談や心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助などの切れ目ない支援が必要とされます。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
20	被害者の保護、自立への支援	被害者を一時保護し、自立して生活できるように関係機関と連携し、避難施設への入所、就職支援を行います。	人権推進課 福祉課 住民課
21	困難女性への対応	福岡県困難な問題を抱える女性等支援調整会議を通じ、関係機関、民間支援団体との連携を図ります。	人権推進課

基本目標Ⅱ： 男女が共に働きやすい環境づくり

～川崎町女性活躍推進計画～

国は「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、仕事と生活の調和の重要性を提唱しています。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育てや介護、家庭生活、地域活動の時間、自己啓発などの個人の時間を持つことは、健康で豊かな生活を送るうえで欠かすことはできません。

仕事と生活の調和は、例えるなら車の両輪であり、性別や年齢などに係わらず誰もが意欲と能力を発揮することで、持続可能な社会の実現に繋がります。

ただ、ワーク・ライフ・バランスの推進は、事業者だけの努力で達成できるものではなく、働く人、家庭、地域などが連携しながら進めていくことが大切です。

川崎町では、第2次プランより「川崎町女性活躍推進計画」を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

第4次プランにおきましても、女性活躍推進法に基づく、新たな基本計画を策定しました。

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

主要課題（1）： 雇用の分野における男女平等の推進

① 雇用機会の均等とワーク・ライフ・バランスの推進

女性の就業環境は、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の整備により、徐々に改善されてきています。

ただ、ワーク・ライフ・バランスの推進は、全ての人の生きやすさ・暮らしやすさにつながるものであるという基本認識のもと、新型コロナウイルス感染症の拡大により広まった働き方の見直しや新しい働き方の普及を踏まえ、新しい暮らし方を推進し、だれもが就業しやすい環境づくりを進めていきます。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
22	事業主への法令等の周知	国や県、関係機関と連携を図り、事業主に対して、労働関連法令や町条例等の広報を通じた周知を推進します。	企画情報課 商工観光課 人権推進課

23	働く男女への情報提供	国や県、関係機関と連携を図り、労働者へ労働関連法令や労働条件に関する情報提供を推進します。	企画情報課 商工観光課 人権推進課
24	雇用に関する情報提供	ハローワークの求人情報紙を活用し、雇用の確保を推進します。	人権推進課
25	企業誘致の促進	就業機会と安定した収入を確保するため、企業やNPOへの支援を含む、企業誘致を促進します。	企画情報課 商工観光課
26	勤労意欲向上の促進	「働きたい」という強い意思と希望を持たせるよう、小中学生に対し仕事の大切さを教え、また仕事について学ばせる機会を設けることを促進します。	教務課 人権推進課

② 女性の職業能力発揮のための支援

女性の正規雇用率は、結婚・出産期にあたる年代で一旦落ち込み、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」を描いていました。

近年、女性の正規雇用率が20代後半をピークに低下し続ける様子を示す「L字カーブ」を描いています。特にコロナ禍以降、出産後に正規雇用に戻らず、非正規雇用に移行する傾向が強くなっています。女性の経済的自立や社会での活躍の点などから、女性の就業率が各年齢層で上がり、M字カーブが解消されるのが望ましいのですが、現状では就業率が上昇しても非正規雇用が中心となり、所得格差の拡大やキャリアアップの機会に格差が生じるなどの問題があります。

また、管理職比率も長期的には上昇傾向にあるものの、国際的にみると依然として低い水準にとどまっています。

女性の就業率が上昇してきていますが、女性の潜在的な能力を活かすためにも、ライフステージに合わせた就業環境づくりが必要です。

そのためにも、女性の就職・継続就業の支援、育児や介護などを理由として離職した女性の再就職の支援など、働く場において女性が能力を十分に発揮できるよう支援します。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
27	各種研修の情報提供	女性の職業能力の向上を図る研修等の情報提供を推進します。	商工観光課 企画情報課

28	女性の起業支援	起業をめざす女性に対して、町の特産物等を利用した住民参加による起業に関する情報提供や相談等の支援を行います。	商工観光課 人権推進課
29	雇用環境の整備促進	結婚や出産等で退職した女性を事業主が再雇用するための情報提供を推進します。	企画情報課 人権推進課

主要課題 ：（２）仕事と家庭の両立への支援

① 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護などの支援の充実

男女があらゆる分野で活躍していくためには、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護などに関するサービス基盤を充実していく必要があります。

特に、団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降、家族の介護を抱える人が、仕事と介護の両立ができるよう支援を充実していく必要があります。

このような状況の中、男女が共に働きながら子育てや介護などがしやすい環境を整えて、離職の防止、就労の継続を図る必要性がますます高まっています。

川崎町では、延長保育などの保育サービスの充実や放課後児童クラブの充実など、子どもが健やかに成長できる子育て支援を推進してきました。

また、高齢者や障がいのある人を家庭内で介護をする人についても、誰もが退職することなく、仕事を続けながら介護をできるよう、介護休業制度や介護保険制度などの周知や制度の活用を図り、家族の介護負担を軽減し、仕事と介護が両立しやすい環境整備を推進します。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
30	保育サービスの充実	働く親を支援するため、町内の保育園等で0歳児から5歳児までの保育を行います。	福祉課
31	延長保育の充実	働く親のライフスタイルに対応した延長保育の充実を図ります。	福祉課
32	一時保育の充実	保護者の疾病や勤務形態等により一時的に保育が必要な子どもを保育園等で預かる事業の充実を図ります。	福祉課
33	子育て相談の充実	子育て家庭に対する相談指導や子育てサークルの育成、支援等の充実及び関係機関との連携を図ります。	教務課 健康づくり課
34	放課後児童の健全育成対策の充実	小学生を対象に、放課後や長期の休み期間に、留守家庭となる児童に対して留守家庭児童教室の充実及び関係機関との連携を図ります。	教務課 福祉課 社会教育課

35	障害児タイムケア事業の充実	特別支援学校に通う児童を対象に放課後や長期の休み期間の一時預かりにより、障がいのある子どもを持つ保護者の就労支援及び家庭の負担軽減を図ります。	福祉課
36	育児・介護休業制度の普及、定着促進	町民や事業者へ広報紙等を活用し、育児・介護休業制度、家族経営協定、子育て・介護応援宣言企業登録制度等の普及、定着を促進します。	商工観光課 人権推進課 総務課
37	男性の育児休業取得促進の働きかけ	女性だけでなく、男性も積極的に育児休業制度を活用し、男女が協力して子育てできるよう事業者へ働きかけを行います。	商工観光課 人権推進課 総務課
38	イベント時の臨時託児所の設置	町が実施するイベント等に多くの町民が参加できるよう臨時託児所を設置します。	関係課
39	ひとり親家庭の相談体制の充実	ひとり親家庭が、自立して生活ができるように、相談体制の充実を図ります。	福祉課
40	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭が抱える経済的な負担を軽減し、子育てを支援します。	福祉課
41	ひとり親家庭への自立支援	ひとり親家庭の自立に必要な自立支援教育訓練給付金の支給や福祉資金の貸付等事業の充実を図ります。	福祉課
42	介護休業制度の利用促進	介護休業制度の利用促進に向けて、必要な情報提供を推進します。	商工観光課 人権推進課
43	介護サービスの充実	介護保険事業計画を着実に推進するため、利用に向けて情報提供を推進します。	高齢者福祉課

② ライフスタイルに応じた多様な働き方の促進

現在、全労働者のうちパートタイム労働者と有期雇用労働者が占める割合は、約4分の1となっています。

パートタイム労働者の中には、育児や介護などさまざまな事情により働く時間に制約のある労働者をはじめ、多様なニーズや事情を抱えた労働者が存在しています。

すべての労働者が働きやすい労働環境の整備に努めます。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
44	多様な働き方に関する情報提供	事業者に対して、多様な働き方のできる制度に関する情報提供を推進します。	商工観光課 人権推進課
45	パートタイム労働法の法令周知	パートタイム労働者等への労働関連法令や労働条件に関する情報提供を推進します。	企画情報課 商工観光課 人権推進課

主要課題 ：（３）農林業、商工自営業者における労働環境の整備

①家族経営の労働環境の整備

日本の農業は、家族単位で農業を営む家族経営が大多数を占めています。家族農業経営は、家族だからこその良い点がたくさんありますが、経営と生活の境目が明確でなく、役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすくなります。そのため、家族で話し合い、理解し合って農業に取り組むことが重要となります。

経営と育児、介護などとの両立やライフスタイルの確立を支援するため、個人事業主の方にもワーク・ライフ・バランスへの配慮した家族経営協定の締結や、男性の家事、育児、介護などへの参加促進を推進します。

また、農業者年金や雇用保険について、周知と普及を図ることで、女性や若い農業従事者の加入を促進し、持続可能な労働環境の整備を推進します。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
46	家族経営協定締結の促進	農業経営主と家族従事者が労働条件、経営、資産についての取り決めを行う家族経営協定の締結を促進します。	農林振興課
47	女性の農業者年金加入の促進	農業者の老後の生活を保護する農業者年金に女性も加入するよう働きかけます。	農林振興課
48	家族労働に従事する女性への情報提供	商工自営業で家族労働に従事する女性に対しての情報提供を推進します。	商工観光課 人権推進課

基本目標Ⅲ：男女が共に担う地域社会づくり

主要課題：（１）政策・方針決定の場における女性の参画の拡大

①審議会などへの女性の登用・参画促進

社会のあらゆる分野に女性と男性、双方の意見が反映されるよう、町の審議会などにおける委員の男女比率の均衡を図ります。

また、男女共同参画を担う人材育成に努めるとともに、女性の政策や方針の立案・決定の場への参画意欲の促進を図ります。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
49	各種審議会等への女性委員登用の促進	女性委員の登用を積極的に進め、政策・方針の立案、決定の場への男女共同参画を促進します。また、登用状況を定期的に調査及び、公表し、女性登用を推進します。	関係課

③ 男女共同参画の推進を担う人材育成

事業者、自治組織、行政などの政策や方針の立案、決定の場においては、依然として女性が少ない傾向にあり、男女双方の意見が対等に反映されにくい状況が見られます。

そのため、男女共同参画を担う人材育成が必要となります。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
50	住民団体の支援	町内の事業者、自治組織、住民団体、各種サークルを対象に、男女共同参画に関する研修や情報の提供を行い、活動の活性化を図ります。	総務課 企画情報課 福祉課 人権推進課 社会教育課
51	人材発掘及び育成	町内の事業者、自治組織、住民団体、各種サークルに所属するなど、町内で活躍する住民のリストを作成し、男女共同参画の視点を取り入れたまちづくりに積極的に活用します。	総務課 企画情報課 福祉課 人権推進課 社会教育課

主要課題：（２）地域社会における男女共同参画の促進

① 地域活動などへの男女共同参画の促進

自治組織などの地域活動全般においては、女性が活動の多くの部分を担っていますが、その意思決定を行う役職は男性が担うという、性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスがいまだに残っています。

現在、人口減少、少子高齢化などの地域活動が抱える課題を解決するためにも、さまざまな世代の参画を促進するとともに、地域活動における指導的立場への女性の参画を促進する必要があります。

女性と男性、双方の視点がまちづくりに反映され、持続可能な自治会活動に向けて、さまざまな担い手の参加を促進します。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
52	地域活動への参画の促進	町や自治組織が行う地域活動へ参加し、地域社会づくりに積極的に取り組むことの重要性を啓発することにより、地域活動への参画を促進します。	総務課 企画情報課 福祉課 人権推進課 社会教育課
53	住民リーダーの育成	まちづくり講座を開催するなど、地域活動やまちづくり活動の指導的な住民を核とした人材（リーダー）の育成を推進します。	総務課 企画情報課 福祉課 人権推進課 社会教育課
54	家庭生活における男女共同参画の促進	男女が共に家事、育児、介護等に参画するよう啓発活動を推進します。	人権推進課 健康づくり課
55	住民団体のネットワークづくりの支援	若年層を含む地域におけるさまざまな団体・グループに対して施設の提供や情報交換、ネットワークの形成を推進します。	関係課

② 安心・安全なまちづくりの分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた、安心、安全なまちづくりを推進します。
また、防災や災害復興については、災害発生時の男女のニーズの違いや子育て家庭などへ十分な配慮がされず、必要な物資や支援が必要とする人に提供されないなど、支援対策と被災者のニーズが一致しないという問題が生じています。

そのため、男女共同参画の視点を取り入れた防災、災害復興対策を確立していく必要があります。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
56	地域防災対策の推進	防災会議における女性委員の登用や女性消防団員の入団を促進するなど、男女のニーズに対応した防災対策の確立を推進します。	防災管財課
57	防犯体制の充実	民生委員や児童委員、関係機関と連携し、誰もが安全で安心して暮らせるよう、地域の防犯体制（防犯パトロールなど）の充実を図ります。	防災管財課 福祉課 教務課 社会教育課

基本目標Ⅳ：福祉の充実と生涯を通じた健康づくり

主要課題：（１）安心して生活できる支援の充実

① 高齢者や障がいのある人の自立支援

高齢者や障がいのある人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスを充実させます。また、男女が共に介護に参加しやすくなるよう相談体制の充実を図ります。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
58	地域福祉計画の推進	男女がいつまでも健やかで、はつらつと暮らせるよう介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図り、高齢者が自立した生活を送れるよう支援します。	高齢者福祉課
59	障がいのある人の自立生活の支援	障害者総合支援法の施行に伴い、障がいのある人の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう障がいの程度に応じた適切なサービスの提供を推進します。	福祉課 高齢者福祉課

主要課題：（２）生涯を通じた健康づくりへの支援

①男女の健康づくりへの支援

男女が共に自立した生活を送り、一人ひとりが社会のあらゆる分野へ参画していくためには、心と体の健康状態に応じた的確な自己管理が欠かせません。

そのため、各ライフステージに応じた健康教育、健康支援や相談、各種健康診断の充実を図るとともに、スマート ウェルネス シティ プロジェクト※を推進することで医療に頼らずに、心も体も生涯を通じた健康支援を推進します。

※用語集にて解説あり

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
60	健康の自己管理の充実	健康に関する意識を高める意識啓発や健康教室、健康相談、各種健康診査、検診を実施し、またその内容の充実を図り、町民一人ひとりの健康に関する自己管理を推進します。	健康づくり課 人権推進課
61	思春期における性と健康づくりに関する啓発	学校との連携を図り、思春期における心と身体の健やかな成長を促す啓発活動を推進し、性に関する正しい理解の促進を図ります。	教務課

62	性感染症予防の啓発	エイズ、クラミジア、淋病をはじめとする性感染症の予防について正しい知識を持ち、感染を予防するための啓発活動を推進します。	健康づくり課 企画情報課 教務課
63	性と生殖に関する健康と権利の啓発	男女がお互いの性と健康について理解し、尊重しあえるよう、性と生殖に関する健康と権利についての啓発活動を行い、正しい知識と認識の定着を推進します。	健康づくり課 企画情報課 教務課 人権推進課
64	男女特有の病気の啓発	乳がんや前立腺がんなど、男女それぞれに特有の <u>病気予防</u> や健康状態に関する情報提供や啓発活動を推進します。	健康づくり課 企画情報課
65	心の健康の充実	身体だけでなく、心の健康についての情報提供や意識啓発、相談活動を充実し、心身ともに健康な状態を維持できるよう推進します。	健康づくり課
66	乳幼児健診の充実	乳幼児を対象に心身の発達の確認、疾病、異常の早期発見を行い、子どもの健全な発育、発達を促します。 <u>また、未受診の保護者に対し、受診を促すための取り組みを推進します。</u>	健康づくり課
67	育児相談	保健師による育児に関する悩み等の健康相談を随時開催します。	健康づくり課
68	母体保護の推進	母体保護など、妊婦に対する理解促進のため、啓発活動を推進します。	健康づくり課
69	<u>妊婦健康診査の実施</u>	妊娠中の健康診査にかかる自己負担分の費用の一部を助成します。	健康づくり課

基本目標Ⅴ：計画推進のための体制づくり

主要課題：（１）施策推進体制の整備

①庁内における男女共同参画推進体制の強化

男女共同参画の視点を持ったまちづくりを進めるためには、計画の実効性を高め、全庁的に男女共同参画推進体制を強化し、町民、事業者などと連携して総合的かつ計画的に男女共同参画の推進に関する施策を実施する必要があります。

川崎町役場は、町内事業所の模範となるよう、男女共同参画の視点に基づく環境を整備するとともに、性別に係わらず意欲と能力を兼ね備えた人材育成及び活用を図ります。また、指導的立場への女性の参画の推進に努めます。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
70	条例やプランの周知	条例やプランの概要版を作成し、町広報紙やホームページ等を利用した町民、事業者への周知を図ります。	総務課 人権推進課 企画情報課
71	職員研修の充実	男女共同参画の視点を取り入れた職員研修の充実に努めます。	総務課 人権推進課
72	男女平等の職場づくり	職場における慣習や慣行を見直し、男女平等を実現します。	全課
73	女性の管理職への登用の推進	女性職員が管理職になる意欲を支援し、かつ、管理職に登用するポジティブ・アクション（積極的改善措置）を実施します。	総務課
74	特定事業主行動計画の策定と公表	特定事業主行動計画を策定し、取組状況の公表を実施します。	総務課

主要課題：（２）町民、事業所、自治組織、行政の連携

①計画の進行管理体制の確立

町民、事業者、自治組織、行政が連携し男女共同参画を積極的に進めていくために、計画の進行管理体制の確立し、実行性のあるものとなるよう取り組みます。

施策 NO	具体的施策	内容	関係課
75	審議会による計画の推進	町民委員を含む男女共同参画審議会を開催し、プランの進捗管理、推進を図ります。	人権推進課

76	進捗管理と結果の公表	庁内組織により、1年ごとにプランの進捗状況を把握検討し、評価を行います。また、プラン評価の一つとしてアンケート調査を実施します。	人権推進課
77	定期的な見直し・改訂	プランについては、社会的な変化に伴い定期的な見直し、改訂を行います。	人権推進課

第4章 プランの推進体制と進捗管理

推進体制

(1) 町における推進体制の強化

男女共同参画に関する施策は多岐にわたっており、さまざまな部署において推進されていくこととなります。

そのためには、施策の担い手である町職員の一人ひとりが男女共同参画に関する理解をもち、日頃から男女共同参画の視点を持って業務にあたっていくことが大切です。

職員研修の実施や、庁内における男女平等の職場づくりを進め、職員の意識の向上を図ります。また、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点から、女性だけではなく、男性がもっと子育ての喜びや責任を認識できるよう、積極的に育児休業を取得するよう働きかけていきます。

計画の推進にあたって、関係部署との連携を図るとともに、全庁的な共通認識を深め、さらなる環境整備を進めます。

(2) 町民との協働を支える推進

男女共同参画社会の実現のためには、行政はもちろん、町民、事業者、自治組織などの地域社会全体のそれぞれが推進主体として相互理解を深め、適切な役割分担のもと、協働しながら取り組みを展開することが重要です。

今後も町民の理解と参画を得ながら、行政と町民、事業者、自治組織などが一体となって男女共同参画社会の実現のための取り組みを進めるため、それを支える各種情報の収集及び提供、各種相談などを実施します。

進捗管理

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、各担当課が事業を実施し、年次報告を作成します。具体的には、計画に掲げた個々の取り組み内容の実施状況や、達成状況を把握、点検、評価し、その結果を次年度以降の事業実施に反映します。これについては、関係各課から選出された委員で構成する「川崎町男女共同参画推進担当者会」において進捗の把握を行います。

また、「川崎町男女共同参画審議会」を評価機関に位置づけ、進捗状況を報告し、チェックを受けることで、町民視点を取り入れたPDCAサイクルを確立します。

P l a n（計画）	・・・計画の策定
D o（実行）	・・・計画に基づいた各施策の実行
C h e c k（評価）	・・・担当課における内部評価、審議会における外部評価
A c t（改善）	・・・実施状況に応じた改善